２０２４年（令和６年）３月１日

会　員　各　位

大 阪 弁 護 士 会
会　長　三木　秀夫

各種手数料改定のお知らせ

拝啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

平素は、当会の諸活動にご協力を賜りありがとうございます。

さて、２０２３年１０月１日から改正消費税法が施行され、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されましたが、同制度においては税率ごとに区分した消費税額の小数点以下の端数処理が、一つの適格請求書につき、税率ごとに１回とされておりますことから、当会各種手数料等に関する規則の改正を行い、**２０２４年４月１日より**次のとおり手数料を変更いたしますのでお知らせいたします。

恐れ入りますが、各種証明書等の発行申請をされます場合は、ご留意くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

2024年4月1日から

証明手数料	現行	**改定後**
印鑑証明書その他各種証明書 身分証明書	１件につき２７８円に消費税相当額を加えた額（計算上生じた１０円未満の端数は、切り捨てる。）	**1件につき300円に消費税相当額を加えた額**
	３００円	**３３０円**
身分証明書（プラスチック製）	１件につき９２６円に消費税相当額を加えた額（計算上生じた１０円未満の端数は、切り捨てる。）	**1件につき900円に消費税相当額を加えた額**
	１０１０円	**９９０円**

以　上

本件に関するお問い合わせ先：大阪弁護士会 総務部総合管理課（℡06-6364-1225）